

「ジェンダーバックラッシュ」と日本共産党

○はじめに

○「バックラッシュ」はどのような情勢のもとで始まったのか

○男女共同参画推進条例・男女平等参画条例をめぐる

—— 性別役割分担、固定的な「男らしさ・女らしさ」への執着

—— L G B Tの権利を認めない

宮崎県都城市での条例制定と「改悪」をめぐる

○自民党による「過激な性教育」キャンペーン

○統一協会・世界日報と「バックラッシュ」

○「バックラッシュ」は成功しているのか

○終わりに ——不屈性・自己改革・国民との共同 ジェンダー平等の分野で

平成十一年法律第七十八号 男女共同参画社会基本法

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(後略)

第4回世界女性会議 北京宣言（抜粋）

（略）

我々は、以下のことを確信する。

13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。

14 女性の権利は人権である。

15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼ららの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。

16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発への女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

（略）

男女共同参画社会基本法までの主な世界と日本の動き

1948年 世界人権宣言

1975年 「国連女性の10年」

1979年 女性差別撤廃条約

1985年 男女雇用機会均等法 女性差別撤廃条約批准

1994年 国際人口開発会議（カイロ会議）でリプロダクティブ・ヘルス・
ライツが国際文書で初めて明文化

1995年 第4回世界女性会議 北京宣言（ジェンダー・リプロ）

1996年 法制審が民法改正・選択的夫婦別姓制度導入を答申

1999年 男女共同参画社会基本法

1999年 埼玉県男女共同参画推進条例 東京都男女平等参画条例

以後、各自治体での条例制定が進む

はぎうだ光一永田町見聞録より

2005年05月28日

■過激な性教育とジェンダーフリー教育を考えるシンポジウムが盛大に開催

■過激な性教育とジェンダーフリー教育を考えるシンポジウムが盛大に開催

5月26日、過激な性教育とジェンダーフリー教育を考えるシンポジウムが党本部8F ホールで全国から多くの皆さんの参加のもと盛会に行われました。

この問題は私が都議会時代から古賀俊昭先生(日野市)田代博嗣先生(世田谷区)らと共に取り組み警鐘を鳴らし続けてきた事案で、私の都議会予算委員会の質疑が新聞記事に取り上げられたこともありました。しかし当時は国会の自民党が中々問題意識を持ってもらえず、山谷えり子衆議院議員(当時 保守党)のみが危機感を感じて国会で採り上げていただきました。

全都の公立学校の調査をし、600体を超える不適切なセックス人形等が押収され大きな問題となり、ジェンダーフリー思想のフェミニスト達もしばらくは鳴りを潜めていたのですがここへ来て又教育現場でモゾモゾと動き始めたのを受け、党内に『過激な性教育とジェンダーフリー教育の実態調査プロジェクトチーム』を組織し安倍代理が座長に就任し私がシンポジウムの責任者を仰せつかり実施した次第です。当初は突然責任者に指名され、「どうしよう」と戸惑ったのですが「この際大々的にやっちゃえ！」という無責任な仲間の声に推されホールを借り、901号室(党本部でホールに次いで広い部屋)に都や全国から押収したセックス人形やビデオの放映、教材の展示会も併設致しました。

シンポジウムには安倍代理や山谷先生に加え先駆的な取り組みをしてきた古賀都議、又この問題の第一人者である高崎経済大学の八木秀次先生、そして元公立学校教諭の鷺野一之先生にパネリストをお願いし、不肖、萩生田が進行を務めました。多くの国民が、こういう教育問題こそ自民党に期待を寄せている事を改めて感じる会場からの多くの声がございました。

こういったおかしい教育を是正するには、やはり男女共同参画基本法の運用面での問題は正や、公務員給与改革によるダメ教員の排除等、抜本的な改革が必要な事を訴え無事閉会しました。

展示会をご視察いただいた中山文科大臣も「言葉がない」とショックを受け、信じられない教材が文科省推薦とあるのを見て、「幹部全員で今すぐ見ろ！」と秘書官に檄を飛ばしていました。

連日、深夜まで準備をしていただいた鮫島さんはじめ、党本部の職員の皆様にも感謝を申し上げ、男女の性の同一化や家族崩壊を目論む運動家達の魔の手に子供達をおとすわけには絶対にいかず、今後も粘り強く全国的な運動を進める決意です。